

平成28年第10回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成28年12月26日(月)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 加 藤 和 宣	委 員 檜 垣 昌 子	
	委 員 渡 辺 敦 子		
欠席委員	委 員 森 下 淑 子		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
1	59号	東京都北区教育委員会共催・後援名義使用承認事務取扱要綱の改正について	了承
2	60号	平成28年度来たKITAオリパラプロジェクトの実施について	了承
3	61号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成28年第10回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成28年12月26日(月) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成28年第10回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、報告第59号、「東京都北区教委員会共催・後援名義使用承認事務取扱要綱の改正について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第59号、東京都北区教育委員会共催・後援名義使用承認事務取扱要綱の改正についてご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、表紙を1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料をごらんください。

要旨でございます。事務処理の適正化及び効率化を図る観点から、東京都北区教育委員会共催・後援名義使用承認事務取扱要綱の改正を行うものでございます。

今回の改正の背景でございますが、最近区長部局では北区への後援名義と使用承認がふえる傾向にございまして、内容も多角化しております。そのような中で、名義の使い分け等に曖昧なところが見受けられたため、区では承認義務の適正化、効率化を図る観点から共催・後援の定義の明確化等を目的といたしまして、北区後援名義と使用承認事務取扱基準の改正を行いました。その改正内容に準じまして、今回教育委員会の規定する承認事務取扱要綱を改正したものでございます。

2の主な改正内容でございます。大きくは3点ございます。1点目が名義の明確化でございまして、北区後援名義と使用承認事務取扱基準における共催・後援の定義に合わせました。2点目でございますが、共催名義承認の厳格化といたしまして、共催の場合は主催者と区の負担する範囲に関する協定書の締結を作成することといたしました。3点目でございますが、そのほか事務処理の効率化の観点から、文言の整理や様式の改正等の整備を行ったものでございます。

3の改正内容でございます。恐れ入りますが、別添の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っております。こちら表の右側が現行、左側が改正後の規定となります。朱色のゴシックが改正部分となりまして、一見大幅な改正の印象となりますが、その多くは事務処理の効率化の観点から、文言の整理や様式を改正したことに関係する部分となりますので、ここでは今回の改正の目的に係る条文をご説明させていただきます。

初めに第2条、使用承認の名義をごらんいただきたいと思っております。名義の明確化を図るため、第1項第1号で共催の定義を、第2号では後援の定義をそれぞれお示しのように規定をさせていただきました。これが区の承認事務取扱基準に合わせました主な改正内容の1点目となります。

次に主な改正内容の2点目ですが、共催名義承認の厳格化を図る協定書の締結でございまして、第4条、使用承認の申請の第2項で、申請書の添付書類の規定に第6号を追加いたしまして、共催名義の場合は必ず協定書を添付するものといたしました。そのほ

か朱色のゴシック部分につきましては、先ほども申し上げましたが、事務処理の効率化の観点からの文言の整理及び様式等の規定の整備になりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

恐れ入りますが、再び教育委員会資料のほうにお戻りいただきまして、4の適用関係でございます。改正後の要項の施行期日は平成29年4月1日となりますが、経過措置といたしまして、本年11月1日以降に申請がされて、来年4月1日以降に実施する事業については適用いたします。また、10月以前に申請されたものにつきましては、従前どおりの取り扱いとするということでございます。

以上、雑駁でございますが、報告とさせていただきます。

清正教育長           ご報告ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員           教育長

清正教育長           加藤委員

加藤委員           一つ教えていただきたいと思うのですが、事務的な処理を円滑に行うために、この改正を行うというご説明をいただきました。それだけ大変多くの共催とか後援の名義依頼が来ているんだろうというふうに思います。大変恐縮ですが、共催が教育委員会としては、年間どのぐらいあって、後援名義がどのぐらいあるのか教えていただけませんか。

教育政策課長       教育長

清正教育長           教育政策課長

教育政策課長       大変申しわけございません。今、ちょっと手元に資料はございませんので、後ほど検査が出ますので、ご報告させていただきたいと思います。

加藤委員           教育政策課長が職員を指名して行うというような部分があったと思うのですが、その職員というのは、例えば教育委員会の場合複数の課がありますね。後援名義とか共催名義を申請する場合、あくまで教育政策課を通した段階でそれぞれの課に振り分けて行うということなんでしょうか。そのことも含めて教えていただきたいと思います。

教育政策課長       教育長

清正教育長           教育政策課長

教育政策課長       1ページのところの真ん中あたりにあります、その条文が第3条の事案の決定、ここ

にごじます。教育政策課長及び教育政策課長が指定する職員に合議するものとする  
と、この部分だと思いますが、こちらにつきましては、基本的には申請は各課のほうに  
していただきまして、教育委員会へ報告するための取りまとめを教育政策課でして  
おります。この取りまとめ自体は教育政策課の分掌事務にもございませんで、いわゆる  
事務の円滑化と申しますか、教育政策課長及びここで指定する職員というのは、う  
ちの事務局の職員であります担当者です。そちらのほうに必ず合議をしてくだ  
さいという趣旨でございます。

加藤委員

ありがとうございました。

清正教育長

ほかにいかがでしょうか。

(質問・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了  
させていただきます。

次に日程第2、報告第60号、「平成28年度来たKITAオリパラプロジェクトの  
実施について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習・学  
校地域連携課  
長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学  
校地域連携課  
長

それでは、報告第60号、平成28年度来たKITAオリパラプロジェクトの実施に  
ついてご説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、資料のほうをごらん  
いただきたいと思います。

1の要旨でございます。2020年の東京大会に向けた機運醸成のため、大会を開催  
することをしております。26年度より区民の主体的な学びの場を提供している事業で  
ございます。平成28年度は自主的なボランティア活動を行っている区民および団体の  
期待にこたえ、「スペシャル講座」及び「北区オリパラ学び合いフェスタ」を開催いた  
しまして、団体の活動のアピールの場、または交流の場づくりのことを目的に事業を進  
めているところでございます。

2の事業内容でございます。スペシャル講座といたしまして、フェスタ前にオリパラ  
の理念、再学習をする講座といたしまして、「オリンピックシンボルとスリーアギト  
ス」を開催させていただきます。また、②北区オリパラ学び合いフェスタといたしまし  
て、平和、国際理解、おもてなし、環境、文化の計五つのテーマに沿った講演会や見本  
市を行うところでございます。こちらにつきましては、各種16の団体にご協力いた  
だきまして、見本市という形でご参加いただく予定でございます。

本日席上に配付させていただきましたオレンジのチラシに、各会場におきましてどのようなことをやるかということで、配付させていただきました。

裏面のほうをごらんいただきたいと思います。今後の予定でございます。講座及びフェスタのチラシを各幼稚園、小中学校宛てに送付いたしまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からのご説明とさせていただきます。

清正教育長 報告ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 質問なのですが、大変意義のある企画だと思います。それで一つこちらの案のほうのチラシなのですが、オリンピックシンボルとスリーアギトスというふうになっています。私にとってスリーアギトスというのは聞きなれない言葉だと思います。多分一般の皆さんもそうなのかなと思いますので、もし差し支えなければ、意味を下に入れていただければありがたいと思います。

生涯学習・学校地域連携課長 教育長

清正教育長 生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校地域連携課長 スリーアギトスというのは、パラリンピックのシンボルマークということでございます。スリーアギトスと呼ばれておりますアギトというものにつきましては、ラテン語で動くという意味で使われているところでございます。困難なことがあっても諦めずに、限界に挑戦し続けるパラリンピアンを表現しているというふうに言われてございます。この赤、青、緑の三色は世界の国旗で最も多く使用されているということで、選ばれたシンボルマークということで伺ってございます。

委員がご指摘のとおりスリーアギトスということは、なかなか耳なれないということでございますので、説明文を入れさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

檜垣委員 よろしく願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

(質問・意見なし)

清正教育長

ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第3、報告第61号、「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第61号、後援・共催事業について、ご報告をさせていただきます。恐れ入りますが1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。今回は記書き以下名義使用承認報告が1件と事業実績報告が6件となっております。

まず、名義使用承認報告でございます。事業名が第13回子どもたちと芸術家の出あう街2017でございます。主催者が子どもたちと芸術家の出あう街実行委員会でございます。恐れ入りますが5ページをお開きください。別紙1といたしまして、5ページから10ページまで事業計画書となっております。こちらにお示しのとおりの内容で、東京芸術劇場、こちらを会場に行われることとされております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきしたいと思います。次に事業実績報告でございます。お示しの1件と裏面の2ページから3ページ、こちらのほうが事業実績報告となっております。こちら5件と1ページの1件を合わせまして6件となっております。後ほどご高覧いただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

清正教育長

報告ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成28年第10回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。